

可搬形発電機整備技術者講習会規則

(目的)

第1条 この規則は、移動用発電設備の保全、運用にあたる可搬形発電機整備技術者の育成を目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会（以下「建機レンタル協会」という。）が、移動用発電設備の運用保全に関する自主管理体制の確立を目的に定めた「可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程（以下「規程」という。）」第7条並びに同細則第7条により、受講及び受験資格を認めた者に可搬形発電設備の原動機・発電機の整備・維持管理及び運用のため諸関係法規等について行う講習会に適用する。

(講習の方法)

第3条 講習の方法は、次による。

- (1) 可搬形発電設備の基礎知識、技術理論の修得。
- (2) 可搬形発電設備の整備技能の向上。
- (3) 電気事業法、労働安全衛生規則、関連法規の修得。
- (4) 実技については、メーカーの研修施設において該機の点検整備、測定等の実作業による体験を通じて技能の修得をさせ、総括管理を兼ねうる者とする。
- (5) 教科目及び時間割は、原則として次表のとおりとする。

教科目	講習時間
発電機	3時間20分
原動機	2時間30分
整備	2時間30分 (実技理論と作業方法を講座で行う場合)
保全(法令含む)	2時間
試験	1時間

- (6) 実技講習を別教科とする場合の講習時間は、7時間～14時間とする。

(講習会の実施)

第4条 講習会の実施は、次による。

- (1) 講習会は、建機レンタル協会が実施する。
- (2) 講習会は、建機レンタル協会会長（以下「会長」という。）が承認する機関において行う。
- (3) 講習会は、原則として1年に1回とする。

(講師の選任)

第5条 会長は、関係機関を通じて講師に適任の者の選任を求め、これに基づき講師として委嘱するものとする。

(受講・受験申込等の手続き)

第6条 受講・受験希望者は、規程第7条及び同細則第4条、第7条に基づき所定の受講・受験申請書を建機レンタル協会支部を經由し、教育研修委員会可発部会(以下「可発部会」という。)に申請するものとする。

2 可発部会は資格審査の上、受講・受験票を交付する。

3 受講・受験資格の通知を受けた受講者は、所定の手数料を建機レンタル協会へ納付するものとする。

(試験)

第7条 試験及び合否の判定は、次による。

(1) 講習の最終日に試験を実施する。

(2) 試験の結果、合格者には会長が「可搬形発電機整備技術者資格証」及び「合格証」を交付する。

(3) 試験結果の合否判定は、別に定める「資格認定試験規則」により行う。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、可発部会の議を経て会長が行う。

附 則

この規則は、昭和60年4月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月7日から施行する。